

「仙波さん支援弁護団アピール」

～ 弁護団加入への緊急よびかけ～

2005年2月3日

北海道警の捜査費不正支出が明るみに出て以降、全国各地で警察署の裏金・不正支出の告発が相次いでいます。愛媛県においても偽造領収書を使用した県警の捜査費不正支出を元警察官が告発し、現在、県監査委員による特別監査が実施されているところでありますが、県警が会計資料の全面開示を拒否しているため、監査は難航しています。

このような状況のなか、2005年1月20日、現職警察官である仙波敏郎巡查部長が、愛媛県警の長年にわたる裏金作りの実態を实名告発し、記者会見を行いました。その4日後、愛媛県警は告発した仙波さんに対し、鉄道警察隊から内勤の通信司令室へ配転を内示し（辞令交付は1月27日）、拳銃を回収しました。春の定期の人事異動の前になされた仙波さん個人に対する異例の人事異動は、告発に対する報復人事以外の何ものでもありません。仙波さんに続く告発者を出さないための「見せしめ」です。

これに対して、1月26日、オンブズえひめを中心とした弁護士10名は、「愛媛県警の裏金を告発した仙波さんに対する報復人事を許さない弁護団」（略称「仙波さん支援弁護団」）を結成し、報復人事に対する国家賠償訴訟と人事委員会への不服申立を早急に行うことにしました。真相解明のためには内部告発者の保護が不可欠です。本件は、現職警察官による内部告発という初めてのケースだけに、仙波さんを守り抜かなければなりません。仙波さんは30年間偽造領収書の作成を拒否し続けたため、巡查部長のまま現在に至っている凄い警察官です。今回の報復人事に対しても、「どこに飛ばされても私は絶対に警察官を辞めない。最後まで闘い抜く。」と語っています。

どうか全国の弁護士の皆さん、一人でも多く「仙波さん支援弁護団」に加わり、仙波さんを支えてください。そして、私たちに助言と指導をしていただくようお願い申し上げます。

■ 「愛媛県警の裏金を告発した仙波さんに対する報復人事を許さない弁護団」

（略称「仙波さん支援弁護団」）

2005年2月3日現在の弁護団メンバー

- | | | |
|--------|-------------|-------------|
| ・ 弁護団長 | 弁護士 | 薦 田 伸 夫（愛媛） |
| ・ 事務局長 | 弁護士 | 今 川 正 章（愛媛） |
| ・ 弁護士 | 西 嶋 吉 光（愛媛） | |
| ・ 弁護士 | 東 | 俊 一（愛媛） |
| ・ 弁護士 | 草 薙 順 一（愛媛） | |
| ・ 弁護士 | 臼 井 満（愛媛） | |
| ・ 弁護士 | 高 田 義 之（愛媛） | |
| ・ 弁護士 | 水 口 晃（愛媛） | |
| ・ 弁護士 | 奥 島 直 道（愛媛） | |
| ・ 弁護士 | 野 垣 康 之（愛媛） | |

- ・ 弁護士 中 川 創 太 (愛媛)
- ・ 弁護士 山 口 直 樹 (愛媛)
- ・ 弁護士 中 尾 英 二 (愛媛)
- ・ 弁護士 村 上 勝 也 (愛媛)

事務局： 愛媛県松山市歩行町 1 丁目 2 番地 4 安部ビル 2 階

今川法律事務所 弁護士 今川正章

TEL 0 8 9 - 9 4 7 - 5 9 5 5

FAX 0 8 9 - 9 4 7 - 8 6 8 5

回 答 書

(連絡先：今川法律事務所 F A X 0 8 9 - 9 4 7 - 8 6 8 5)

「仙波さん支援弁護団」に加入します。なお、下記事項についてのご意向もお知らせください。

記

- ・ 国賠訴訟への代理人就任の可否 (可 ・ 否)
- ・ 人事委員会への申立代理人就任の可否 (可 ・ 否)
- ・ 弁護団会議への出席の可否 (可 ・ 否)

* 2 月 1 0 日を提訴予定日としておりますので、とりあえずの回答期限を 2 月 8 日とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ・ 所属弁護士会
- ・ 弁護士登録番号
- ・ 住 所
- ・ 氏 名
- ・ TEL
- ・ FAX
- ・ 一言メッセージ